

意見書で提出された主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方

○ 意見書の提出件数 1 通

【一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事】

意見書の要旨	認定庁の見解
<p>高速道路事業には反対しないが、事業の進め方に納得できない。 植林して育て上げた立木に対する扱いに納得がいかない。 農林省から戦後の荒れ果てた山林を回復するよう求められ補助金をもとに植林したものであるにもかかわらず、国土交通省が同じ税金で取得する山林の立木を適正に評価しない事は、役所としての取り扱いに一貫性がない。 国は、しっかりと地権者に誠意を示す必要がある。</p>	<p>意見書提出者の主張は、自分が育てた立木の価値について、適正な評価を求めるものと理解されるが、当該主張は、損失の補償に係るものであり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項とは言えない。 なお、起業者からは、土地所有者等の理解が得られるよう継続して任意協議を行うと聞いている。</p>